第

5 4 7 1

号

REÂDAS U- ダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 5月 20日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

4 相続財産が未分割の場合

○ : 相続財産が未分割の場合は、分割が決まってから申告すればいいのですか?

A:未分割でも申告期限までに申告しなければなりません。

【解説】

相続税の申告は、相続があったことを知った日の翌日から10か月以内に、被相続人の住所地を所轄する税務署に行わなければなりません。これは、相続財産が未分割であっても同じです。未分割ということで申告期限が延びることはありません。

相続財産が分割できていないときは、法定 相続分又は包括遺贈の割合に従って財産を取 得したものとして相続税の計算をし、申告と 納税をすることになります。

ただしこの場合には、相続税の特例である 小規模宅地等の特例や配偶者の税額の軽減の 特例などの適用が受けられませんので注意し てください。

なお、申告をした後に、分割が確定し、その分割に基づき計算した税額と申告した税額とが異なるときは、修正申告又は更正の請求をすることになります。修正申告は、初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が多い場合にし、更正の請求は、初めに申告した税額よりも実際の分割に基づく税額が少ない場合に、分割のあったことを知った日の翌日から4か月以内にすることができます。

なお、この特例が適用できるのは、原則と して申告期限から3年以内に分割があった場 合です。



親が残してくれた財産の関本相続でもめている 3人の子、



